



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 天達共和のニュース	2
「第一法規・会社法務 A2Z」の 2024 年 7 月号と 8 月号にデータクロスボーダー移転の新規定に関する論文を連載	
◆ 中国におけるデータクロスボーダー移転の新規定に関する Q&A.....	3
◆ 最新法律動向.....	8
一、「『中華人民共和国会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関わる国務院の規定」	
二、「『中華人民共和国会社法』の時間効力適用に関わる最高人民法院の若干規定」	
三、「独占民事紛争事件審理の法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈」	
四、「中華人民共和國国境衛生検疫法」	
五、「中華人民共和国会計法」改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定	

「第一法規・会社法務 A2Z」の2024年7月号と8月号に データクロスボーダー移転の新規定に関する論文を連載

2024年3月22日、中国の国家ネットワーク情報弁公室は、「データクロスボーダール流通の促進と規範化に関する規定」とその付随文書として「データのクロスボーダー移転に関する安全評価申込みガイド(第二版)」および「個人情報のクロスボーダー移転に関する標準契約届出ガイド(第二版)」を正式に公布しました。これにより、中国のデータのクロスボーダー移転に関する規則と監督方法は新たな局面を迎えました。

今般、弊所データコンプライアンスチームのパートナー弁護士である葉鵬は、「中国におけるデータクロスボーダー移転の新規制と新局面～「データクロスボーダール流通の促進と規範化に関する規定」の解説～」をテーマに、「第一法規・会社法務」の2024年7月号と8月号で前・後編の論文をそれぞれ連載しました。この論文では、新規定を詳細に説明しており、日系企業の皆様に今後の業務対応の一助にいただければ幸いです。

天達共和は引き続き、中国でのサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の分野に注力し、日系企業の中国における発展に貢献して参ります。





パートナー弁護士 葉 鵬

中国におけるデータクロスボーダー移転の新規定について、以下 Q&A 形式でご紹介いたします。

Q: データクロスボーダー移転に関する新規定が公布された背景と目的は何でしょうか。

A: 中国では、2022 年 7 月に「データのクロスボーダー移転に関する安全評価弁法」、2022 年 11 月に「個人情報保護認証実施細則」、2023 年 2 月に「個人情報のクロスボーダー移転に関する標準契約弁法」などの具体的な実施細則がそれぞれ公布されたことにより、「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」及び「個人情報保護法」というデータ三法に定められているデータクロスボーダー移転に関する合法的な手続の実施方法が明確になりました。関連当局による安全評価申込みの受付は 2022 年 9 月より、標準契約届出の受付は 2023 年 6 月より、それぞれ正式に開始されています。一方、当局の取締姿勢や同業他社の対応などを見極めてからアクションを起こそうと考えている企業も多数いるほか、当局の審査基準には不明な点も多く、かつ企業によってクロスボーダー移転の事情も様々であり、非常に複雑なケースも少なくないため、審査のスピードが遅いのも事実です。そのうえ、データのクロスボーダー流通促進を通じて、経済の発展を支えていこうという全



体的な方針を強調するため、中国の国家ネットワーク情報弁公室は、2023年9月28日に「データクロスボーダース流通の規範化と促進に関する規定(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という)を公表し、その約半年後の2023年3月22日に、ついに「データクロスボーダース流通の促進と規範化に関する規定」(以下「新規定」という)とその添付書類として「データのクロスボーダース移転に関する安全評価申込みガイド(第二版)」および「個人情報のクロスボーダース移転に関する標準契約届出ガイド(第二版)」を正式に公布しました。新規定において、データのクロスボーダース移転に関する当局による事前管理手続への適用の免除シナリオや域外移転の適用条件などについて、内容をさらに細分化、補足することで明確化されました。

Q:新規定によって一番変化があったのは何でしょうか。

A:新規定によって、一番変わったのはデータクロスボーダースに関して新たに合法的な方式が追加されたことです。

この合法的な方式とは、クロスボーダース移転しようとするデータの種類、規模または取扱主体の状況と照らし合わせて、主管当局または認証機関にてあらかじめ管理手続を行うことを指します。具体的には、「国家ネットワーク情報弁公室より手配された安全評価」(以下「安全評価」という)、「国家ネットワーク情報部門より制定された標準契約フォームで域外の受取人と契約を締結し、所定手続に基づき中国の地方レベルのネットワーク情報管理部門に届出を行う」(以下「標準契約」という)、「専門認証機関による個人情報の保護認証」(以下「保護認証」という)の三つの方式が含まれています。

そのうち、データクロスボーダースの規制対象となる重要データのクロスボーダース移転については、従前から合法的な方式として、安全評価しか適用できません。

これに対して、「個人情報保護法」38条では、データクロスボーダースのもう一つの規制対象である個人情報のクロスボーダース移転について、安全評価、標準契約と保護認証の三つの合法的な方式のほか、「法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門が規定するその他の条件」が包括条項として定められています。新規定では、この包括条項を明確にし、4番目の合法的な方式、すなわち当局での事前管理手続を免除する方式が追加されまし





た。つまり、従前では極端な例として、一人分の個人情報をクロスボーダー移転しようとする際も、安全評価、標準契約と保護認証の三つの合法的な方式のいずれか一つを採用しなければなりませんでしたが、新規定によってその適用条件に該当すれば、当局での事前管理手続きが不要になると考えられます。

Q:新規定によって、重要データのクロスボーダー移転管理について、どのような新たな変化があるでしょうか。

A:新規定においては、重要データのクロスボーダー移転は依然として管理対象となっており、かつ、取扱者の身分やクロスボーダー移転しようとするデータの量にかかわらず、安全評価の手続きを適用する必要があります。一方、「意見募集稿」と比べて、新規定2条では「データ取扱者は関連規定に基づき重要データを識別し、申告しなければならない」という規定が追加され、データ取扱者の重要データに関する法的義務を強調しています。また、「意見募集稿」からあった「関連部門や地域から重要データに該当することを告知されたり、開示されたりしない限り、データ取扱者が重要データとして安全評価を申告する必要はない」という表現はそのままとなっております。この取扱いによって、業界または地域の主管当局による重要データ目録がまだ明確になっていない現在の状況において、企業の負担とコンプライアンスリスクは大幅に軽減できると思われれます。

Q:新規定における新たな合法的な方式に関する適用条件は何でしょうか。

A:(1)特定のクロスボーダー移転の目的とシナリオの適用要件

新規定に定められている図表 1 の特定のクロスボーダー移転の目的とシナリオに該当する場合、個人情報のクロスボーダー移転において、個人情報の種類や数量にかかわらず、4 番目の合法的な方式を適用することができ、安全評価、標準契約または保護認証に関する当局による事前管理手続きが不要となります。

図表 1:

特定の目的とシナリオ	注意点
域内に移転されたデータの再輸出	「域内で取扱う過程において域内の個人情報や重要なデータを取り入れないこと」を前提とする。





個人を一方の当事者とする契約の締結、履行に必要な個人情報のクロスボーダー移転	「必要」の要件について確認する必要がある。すなわち、この個人情報のクロスボーダー移転がなければ、この契約の締結や履行ができないことを前提とする。
グローバル人的資源の管理に必要な社内従業員の個人情報のクロスボーダー移転	「法に則って制定した就業規則等及び締結した集団契約に基づき」と「グローバル人材資源管理に必要な」の要件について注意する必要がある。
緊急事態において自然人の生命・健康および財産の安全を保護するために必要な場合	—

(2)個人情報の数量の適用条件

前記(1)に該当しない場合、図表2のとおり、クロスボーダー移転する個人情報の種類と数量によって新たな合法的な方式の適用について判断することができます。

図表 2:

前提:重要情報インフラ運営者(以下「CIIO」という)に該当しない		
判断基準	データ数量	合法的な方式
クロスボーダー移転する個人情報の種類と数量	個人情報の数<10万人分、かつ機微な個人情報が含まれない	事前手続免除

Q: 新規定におけるデータクロスボーダー移転の実務に関して、注意すべき点は何でしょうか。

A: 1. 個人情報のクロスボーダー移転に関する合法的な方式、特に事前手続の緩和は、合法性基盤を確保する義務が免除されるという意味ではありません。合法性基盤とは、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第13条に基づき、個人情報のクロスボーダー移転を実施する前に、個人同意の取得またはその他の要件を確認すること、並びに同法39条に基づき、個人同意の取得を合法性基盤として取り入れた場合、個別同意の形式要件を満たすことを指します。データ取扱者は、個人情報を域外に提供する前に、クロスボーダー移転の目的とシナリオなどに基づき、適用すべき合法性基盤を判断し、その上で当該合法性基盤を構築できるようにしなければなりません。





2. データクロスボーダー移転について、個人情報保護影響評価は「個人情報保護法」第55条に定める法的義務であるため、政府主管部門での事前手続が不要となった場合、例えば、個人情報保護影響評価の報告書について、標準契約届出に必要な書類を当局に提出する必要がなくても、この法的義務が免除されるわけではありません。個人情報保護影響評価の報告書については、法定の様式がないものの、企業が自己評価を行う場合または弁護士などの第三者の専門家・専門機関に委託する場合に、「個人情報保護法」第56条および関連法律や法規に定められた評価内容とプロセス要求に基づき、企業の具体的なクロスボーダー移転の目的とシナリオなどを踏まえて、総合的な評価を行い、その記録を保存する必要があります。

3. 「個人情報保護法」第38条第3項では、「個人情報取扱者は必要な措置を講じて、域外の情報受取人の個人情報取扱活動が本法に定める個人情報保護基準をクリアできるよう保障しなければならない」と規定されています。安全評価または標準契約の手続を免除されても、この法的義務の履行を証明する材料として、域内の取扱者と域外の情報受取側との間で、契約または承諾書を取り交わしておくことが望ましいです。標準契約と同じ内容にすることは求められていませんが、少なくとも情報受取側が中国の法律における個人情報取扱者としての義務について了承し、個人権益の保護について取り決める必要があると思われる。

4. 新規定第12条によると、各地のネットワーク情報弁公室は「事前、事中、事後の全プロセスにわたるあらゆる分野への監視を強化する」ことが求められています。主管当局が事前手続に多く関与する「事前管理」に重点を置いていたことから、徐々に事中と事後の全プロセスにわたる管理・監督に移行していることを示しています。そのため、企業においてデータクロスボーダー移転が生じる場合、しっかりと法令に基づき適用すべき合法的な方式などを確認するとともに、主管当局での安全評価や標準契約の届出などの手続が不要の場合でも、油断せずに、上述のコンプライアンス要件を満たさなければなりません。



一、「『中華人民共和国会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関わる国務院の規定」

中国語名称:《国务院关于实施〈中华人民共和国公司法〉注册资本登记管理制度的规定》

公布機関:国務院

公布日:2024年7月1日

施行日:2024年7月1日

リンク:https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6960376.htm

解説:

2024年7月1日から施行された改正「中華人民共和国会社法」(以下「会社法」という)は、会社の登録資本金払込み制度を改正し、法律法規又は国務院に別途規定がある場合を除き、有限責任会社の株主は、会社の設立日から5年以内に登録資本金を全額で払い込まなければならないと規定した。一方、2024年7月1日より前に設立された既存の有限責任会社の登録資本金の払込期限については、国務院の規定に従うこととなっている(会社法266条)。

本規定は、会社法266条に従い、国務院が既存の有限責任会社の登録資本金の払込み期限を定めることに関する。

本規定で注目すべき点は、次の通りである。一つ目は、既存の有限責任会社は、払込期限が2032年7月1日を超える場合、2027年6月30日より前に、払込期限を2032年7月1日以内に調整する旨を定款に定め、株主が当該期間内に払い込まなければならないことである。

二つ目は、会社が出資期間等を調整する義務及び法的責任を明確にしたことである。会社が出資額、出資方法、出資期間又は株式会社の株主が引き受けた株式を調整する際の公示義務が細かく定められ、会社が「規定」に基づき出資期間、登録資本金を調整しなかった際の法的責任等が追加された。

三つ目は、会社強制抹消制度の補完である。実質的に経営していないゾンビ企業を整理するため、「規定」は「会社法」が定めた会社強制抹消制度を明確にした。会社は法に基づき営業許可証が取り上げられ、閉鎖が命じられ、又は取り消された日から3年間以内に会社の抹消登記を申し立てない場合、政府登記管理機関がそれを公告し、公告期間内に異議を受けなかった場





合に当該会社を抹消することができる」と定めている。なお、この強制抹消は、会社の抹消登記義務を免除するものではなく、抹消義務を負う董事、株主は依然として責任追及されるリスクが残ると思われる。

二、「『中華人民共和國公司法』の時間効力適用に関わる最高人民法院の若干規定」

中国語名称:《最高人民法院關於適用〈中華人民共和國公司法〉時間效力的若干規定》

公布機關:最高人民法院

公布日:2024年6月29日

施行日:2024年7月1日

リンク: <https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/06/id/8006558.shtml>

解説:

「公司法」施行前後の法律適用問題を解決するため、最高人民法院は本規定を公布した。

本規定で注目すべき点は次の通りである。

「公司法」が施行される前の事情により引き起こされた紛争については、当時の法律、司法解釈に規定がある場合、当該法律、司法解釈に準ずる。

しかし、当時の法律、司法解釈に規定がなく、「公司法」に規定が定められている場合、又は当時の法律、司法解釈に原則的な規定しかなく、「公司法」に具体的な規定が定められている場合など、「公司法」を適用したほうがよりよく立法目的が実現できる場合、「公司法」を適用する。

三、「独占民事紛争事件審理の法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈」

中国語名称:《最高人民法院關於審理壟斷民事糾紛案件適用法律若干問題的解釋》

公布機關:最高人民法院

公布日:2024年6月24日

施行日:2024年7月1日

リンク: <https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/06/id/7998013.shtml>

解説:

市場における公正な競争の秩序を維持し、独占をめぐる民事紛争が法律に従って公正かつ効





率的に審理されるようにするため、最高人民法院は本解釈を公布した。

本解釈で注目すべき点は次の通りである。

一つ目は、独占をめぐる民事紛争事件の範囲が明確になったことである。独占的行為によって損害を被った事件、契約内容又は事業者協会等の定款、決議、決定等が独占禁止法に違反することにより生じる紛争が独占に関する民事紛争事件の範囲に含まれると定められた。

二つ目は、関連市場の画定に関する原告の挙証責任が明確にされたことである。本解釈によると、原則として、原告が関連市場を画定する義務を負うが、訴えられた事業者が明らかに顕著な市場力を有する等の場合は、この限りではない。

三つ目は、独占協定の認定が明確にされたことである。事業者が技術的手段を用いて水平的又は垂直的独占協定を締結・実施する状況を規定し、それに対応する法的責任を定めた。

四つ目は、市場支配地位の濫用の認定が明確にされたことである。プラットフォーム事業者の市場占有率の算定と市場支配力の判定方法が明確化された。また、不当廉売、取引拒否、取引制限、抱合せ販売、不合理な条件付販売、差別待遇等の市場支配的地位の濫用の認定基準がそれぞれ明確にされた。

四、「中華人民共和国国境衛生検疫法」

中国語名称:《中华人民共和国国境卫生检疫法》

公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2024年6月28日

施行日:2025年1月1日

リンク:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202406/t20240628_437887.html

解説:

衛生検疫を強化し、伝染病の水際対策を明確にするため、2024年6月28日に改正「中華人民共和国国境衛生検疫法」が公布され、2025年1月1日から施行される。

当該法律のうち、注目すべき点は次の通りである。

一つ目は、個人情報・営業秘密の保護である。当該法律では、税関が国境衛生検疫の職責を履行する際に、営業秘密・プライバシー及び個人情報を保護し、会社及び個人の合法的な権利





を侵害してはならないと強調した。

二つ目は、入国・出国人員への検疫措置が拡大されたことである。改正された「国境衛生検疫法」に基づき、税関は忠実に健康状況及び関連情報の報告、体温検査等の検疫措置を要求することができ、場合によっては感染症調査・医学調査等更なる検疫措置を実施することができる。入国する外国人は関連検疫措置を拒絶する場合、税関が入国を許可しないことができる。

三つ目は、「国境衛生検疫法」に違反する際の法的責任が著しく重くなったことである。入国・出国人員が当該法律に違反し、忠実に健康状況及び関連情報を報告せず、又は体温検査等の検疫措置を拒絶する場合、税関が是正を命じ、警告又は一万元以下の過料に処し、情状が重大である場合、一万元以上五万元以下の過料に処する。

五、「中華人民共和國會計法」改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

中国語名称:全国人民代表大会常務委員会关于修改《中華人民共和國會計法》的決定

公布機關:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2024年6月28日

施行日:2024年7月1日

リンク:https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202406/content_6960125.htm

解説:

本規定は2024年6月28日に公布され、2024年7月1日から施行される。改正「會計法」は現行の基本制度を維持し、會計業務で現れた問題を解決し、財務會計監督を強化し、會計違法行為への処罰を重くした。會計帳簿を設置しない等十大類別の會計違法行為、又は會計証憑・會計帳簿の偽造、不正會計行為等に対し、過料の金額を引き上げた。

今回の改正は、會計情報の質を上げ、よりよく公共の利益を保護することができると思われる。



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈22階

Tel: (86-755) 2633 8900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

香港支所

住所: 香港湾仔港湾道 26 号
華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

Tel: (85-2) 2816 6888

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ
ーシア街 701 号 555 室

Tel: (1-236) 607 0146

本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地:北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地:北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地:北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地:北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地:北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地:北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地:北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地:北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地:北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地:上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地:上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山口直彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地:北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地:北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にさせていただいて構いません。